

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、直接いじめを受けた生徒だけでなく、周囲の生徒についても将来にわたり深く内面を傷つけるものであり、人としての健全な成長にも影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。この認識のもとに、全教職員が、いじめはもちろん、はやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を明確にし、どんな些細なことも必ず親身になって生徒の相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない意識の育成につながる。

また、学校教育活動のすべての場面で生命や人権を大切にす精神を貫くこと、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立つこと、生徒のわずかな変化も見逃さず、収集した情報を確実に共有し、速やかに対応することが不可欠である。その共通理解のもとに、あらゆる生徒指導上の課題に組織的に対応するという観点から指導の経過を常に点検し、その充実を図らなければならない。

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。また、もともと人権が尊重されるべき場である学校において、深刻ないじめ事象が現実には発生している。こうした事実を踏まえ、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識を、教職員、生徒、保護者及びすべての学校関係者があらためて共有し、いじめ対策に具体的・積極的にとりくむための行動計画を策定する必要がある。

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要である。また、いじめは学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要であり、そのために地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

本校は、これまでも「人権の尊重された学校づくり」をすすめてきた。学校教育目標に「教育活動全体を通して豊かな国際感覚や人権意識を身につけるとともに、あらゆる差別をしない、させない、許さない人間の育成を図る」ことを掲げ、生徒が人権の課題をより身近なものとして捉えることができるよう、「自分自身を大切にするとともに他の人の大切さを理解する（＝自分の人権を守り、他者の人権を守る意識・意欲・態度を育てること）」ことを人権教育推進目標として定めている。

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行され、同10月11日、文部科学省も「いじめの防止等のための基本方針」を決定した。「いじめ防止指針」（大阪府教育委員会）にもとづく、本校のこれまでの取り組み、すべての生徒を支援の対象としてとらえる視点、夜間定時制の課程の実情や生徒の実態等を踏まえ、いじめ対策の取り組みをよりいっそう強化するため、①「いじめの防止」から「いじめへの対処」に至る一連の取り組み、②いじめの防止に資する取り組みの年間計画、③いじめ防止等の対策のための組織等について明定する学校基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする、たかられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切である。

しかし、未然防止の取り組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことである。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切である。

#### (1) いじめ防止のための組織

##### ① 名称

いじめ対策委員会

##### ② 構成員

准校長、教頭、首席、各年次主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、教育相談主担、人権教育主担、支援教育CO。

その他、必要に応じて召集される者：当該生徒関係教員（関係教員）、心理・福祉等の専門家で学校支援のために派遣された者等

##### ③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

イ いじめの未然防止

- ・「いじめ」に関する共通理解の促進
- ・学校の教育活動を通じた人権意識の醸成
- ・校内諸組織との調整

ウ いじめの判断

- ・いじめの判断については、いじめ対策委員会が行い、教員個人の判断では行わない。場合によっては外部人材も活用して、いじめの有無を判断する。

エ 早期発見・いじめへの対応

- ・早期発見のための措置
- ・被害生徒及び保護者への支援
- ・相談・通報窓口
- ・加害生徒への指導及び保護者への助言
- ・発見・通報を受けたときの対応
- ・いじめが起きた集団への働きかけ
- ・警察や関係機関との連携、府教委への連絡・支援要請
- ・ネット上のいじめへの対応

オ 教職員の資質向上のための校内研修の企画・立案・実施

カ 年間計画の策定、実施、進捗状況のチェック

キ 各取り組みの有効性の検証

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立佐野効果高等学校（定時制の課程）いじめ防止年間計画 ※概ねの予定					
	1年	2年	3年	4年	学校全体
4月	保護者・生徒への相談窓口の周知 第一回生徒情報交換会 高校生活支援カード等で把握した生徒情報の共有 第二回生徒情報交換会	保護者・生徒への相談窓口の周知 第一回生徒情報交換会 個別面談 第二回生徒情報交換会	保護者・生徒への相談窓口の周知 第一回生徒情報交換会 個別面談 第二回生徒情報交換会	保護者・生徒への相談窓口の周知 第一回生徒情報交換会 個別面談 第二回生徒情報交換会	第一回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	保護者懇談週間 （家庭での様子を把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子を把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子を把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子を把握）	後援会総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員研修
6月	遠足 体育祭 いじめアンケート実施	遠足 体育祭 いじめアンケート実施	体育祭 修学旅行 いじめアンケート実施	遠足 体育祭 いじめアンケート実施	教育相談週間 第二回いじめ対策委員会 アンケートの集計・分析
7月					
8月					
9月	個別面談 第三回生徒情報交換会	個別面談 第三回生徒情報交換会	個別面談 第三回生徒情報交換会	個別面談 第三回生徒情報交換会	教育相談週間
10月	後期開始 文化祭 いじめアンケート実施	後期開始 文化祭 いじめアンケート実施	後期開始 文化祭 いじめアンケート実施	後期開始 文化祭 いじめアンケート実施	第三回いじめ対策委員会
11月	遠足 人権HR	遠足 人権HR	遠足 人権HR	遠足 人権HR	
12月	第四回生徒情報交換会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第四回生徒情報交換会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第四回生徒情報交換会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第四回生徒情報交換会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
1月	いじめアンケート実施 校内大会	いじめアンケート実施 校内大会	いじめアンケート実施 校内大会	いじめアンケート実施 校内大会	第四回いじめ対策委員会 （状況確認と年間取り組みの検証）
2月					
3月					

#### 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回以上開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証を行い、必要に応じ学校基本方針や年間計画の見直しなどを行う。

また、支援委員会でも関連する事項について協議を行い、学校評価の評価項目にいじめ防止の取り組みに関する実施状況を記載する。

### 第2章 いじめ防止

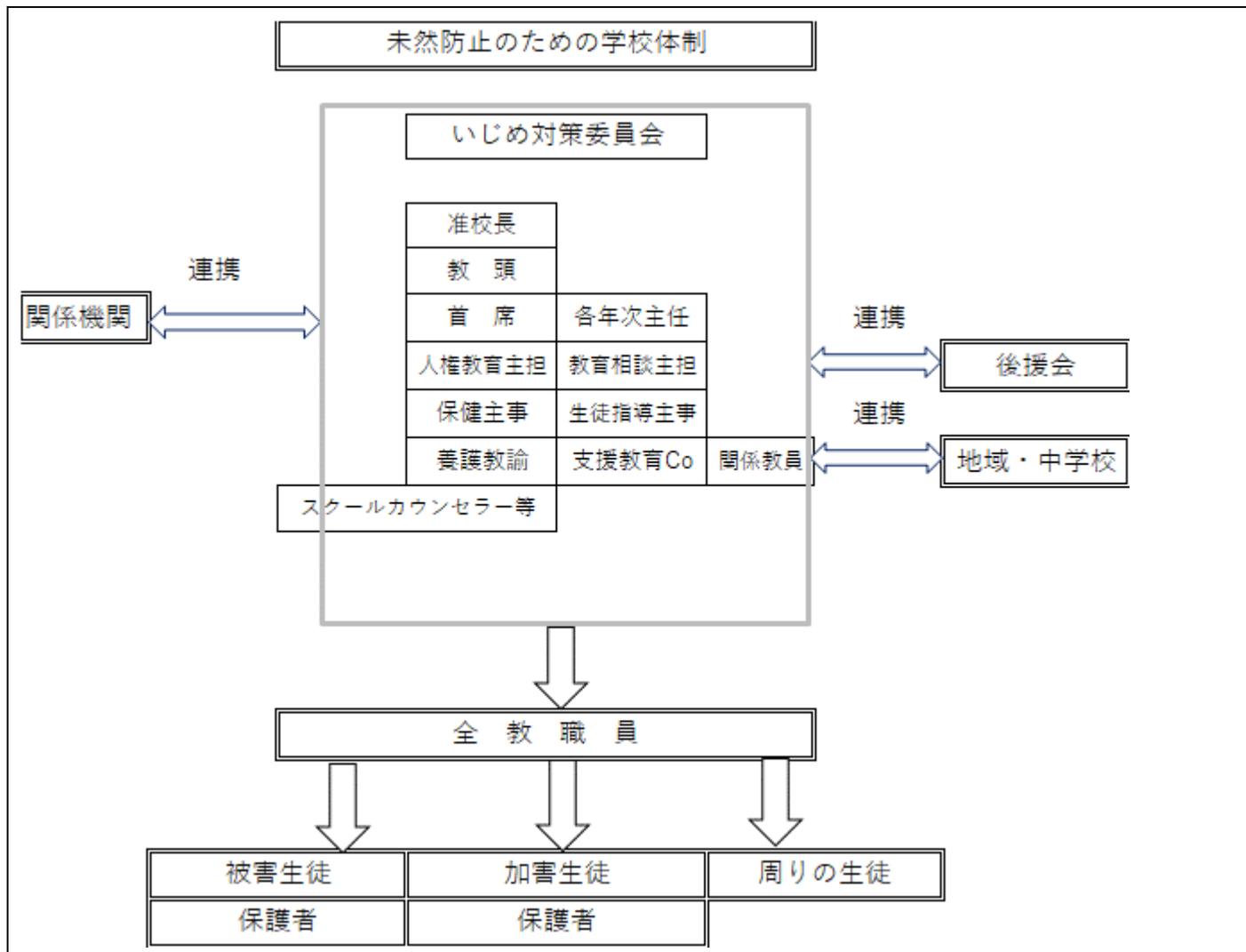
#### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重の精神のみなざる環境にあることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間及びHR活動の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くことを大切にできるよう具体的なプログラムを作成・実施する必要がある。その取り組みの中で、相互の信頼に基礎を置いた人間関係づくりや如何なる場合でも人権を尊重する集団としての質を高めていくことが必要である。

よって、本校は、日常から子どもの実態を適切に把握するとともに、生命を大切にし、自他を尊重し、人権感覚や豊かな心をはぐくむ教育活動とそのため環境づくりを学校をあげてすすめるため、家庭・地域等との連携・協働の下、①安全で安心のうちに生活することができる学校づくり、②信頼・尊敬・正義・公正にもとづいて関係し合える学級づくり、③豊かな人権感覚と思いやりの心をはぐくむ多様な学びの場づくり、④学校・家庭・地域が連携し協働する関係づくりに積極的にとりくむ。

**(学校の体制)** (いじめ対応プログラムIを参考にした。)



2 いじめの防止のための措置

(1) 普段からいじめについての教職員の共通理解を深めるため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意事項等について、教職員研修や職員会議などで折に触れて研鑽を積むとともに、学校基本方針の周知・徹底を図る。

学校で発生するいじめは、日常の学校生活の延長線上にあり、日々の生活の在りようと切り離して考えることはできない。事象が起きる度に対症療法的に対応を講じるのではなく、普段から一人ひとりの生徒がどのような学校生活を送っているのかを注視し把握しておくことが必要である。人権教育や道徳教育の観点から、生徒が安全・安心に学校生活を送ることができているかどうかを常に点検する姿勢を堅持する。

全校集会や HR 活動の機会だけでなく、教科科目の通常の授業の中でも、ごく普通にいじめの問題に触れること等により、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。また、何がいじめなのか、なぜいじめが起きるのか、どうすればいじめがなくなるのか等について、生徒間での共通理解を深める。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合う態度を養うことや、生徒どうしが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。

家庭や出身小中学校との連携を追求し、生徒の生育歴や家庭環境について把握をすすめるとともに、学校生活のあらゆる場面での行動観察や生徒からの聴き取り等により多面的、多角的な生徒理解に努める。

総合的な探究の時間や HR 活動の時間に、組織的、計画的に参加体験型のワークショップ、読書活動や社会体験活動の機会を設ける等、体験的に学習できる学習形態を工夫し、自己の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、教科科目の授業でも、意見の相違を前提として互いに認め合い、建設的に調整し解決していく力、自己の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力の育成に留意した授業づくりをすすめる。

(3) いじめが生まれる多様な背景を踏まえ、つぎの4つの取り組みを重点的にすすめる。

#### ①わかる喜びを実感できる授業づくり

授業が理解できないことがストレスや授業への集中を欠くことにつながるよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

授業への過度なストレスが衝動的な行動につながっていないか、学力に対する自信のなさや不安が消極的・否定的な態度として表れていないか、背景に発達障がいがあることが学習上の困難となっていないか、周りの生徒のひやかし、からかい、無視などが起きていないか、授業規律の乱れが学習への集中の妨げになっていないか等、授業・学習についての点検を担当者間で日常的に行うとともに、公開授業や授業研究をすすめることにより、すべての生徒がわかる喜びを実感できる授業づくりに取り組む。

#### ②共感的・受容的な集団づくり

人間関係や集団への囲い込みが強い社会の中でも、すべての生徒が違いを認め合い、違いを豊かさに結びつけることができる共感的・受容的な集団づくりに取り組む。

マイノリティの立場にある生徒が集団から孤立していないか、力関係のアンバランスから劣勢におかれた生徒が優勢に立つ生徒から攻撃・抑圧されていないかどうか、ふざけや冗談を装ったからかい、嫌がらせが行われていないかどうか等、教職員が些細なことも見逃さず、発生時に明確な姿勢を示すとともに、教職員間での情報共有をすすめることにより、学校歴、生育歴、文化・言語等、多様な背景をもつ生徒が、安心して自らのよさを発揮出来るような集団づくりに取り組む。

#### ③自己指導能力を育む生徒指導

青年期の心理的な課題の認識と一人ひとりの生徒に対する共感的な理解を通して、生徒らが、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断する自己指導能力の育成をめざす生徒指導を努める。

問題行動への対応だけでなく、衣食住等の基本的な生活習慣や集団生活に関わる生活習慣の乱れ、学校生活、学習への意欲や規範意識の低下がないか等を普段から子細に観察するとともに、それらの背景にある要因を把握し適切な指導を行う。

教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度が生徒を傷つけたり、特定の生徒をターゲットとした揶揄やからかいが他の生徒のいじめを助長したりすることがないようにする。

「暴力行為はいかなることがあっても認められないし許されない」「暴力は人権侵害でもある」と、生徒間の暴力及び教職員による体罰を明確に否定する。

#### ④組織的協働による生徒支援

「インクルージョン（包摂）の視点で、一人ひとりの生徒がもっている教育課題を、教育的ニーズとして捉え、適切に対応すること」を教育活動の根幹に据え、支援委員会を軸に、教職員の組織的協働による支援をすすめる。不登校やいじめ等、現在の学校が抱える諸問題を「個による個への支援」によって解決しようとするのではなく、「困り感」や「生きづらさ」をもち、居場所を求めている生徒に対し、学校が組織として、学習の場の物理的環境、心理的環境を整えることを基盤に、安定的に「個への支援・指導」をすすめる。

支援委員会は、「現場での支援」を支援する役割―①生徒支援のためのシステム整備、②関係機関との支援連携の窓口、③校内の総合調整、及び④校内全体での共有が必要なケースへの関与―等の役割を果たす。

#### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みの充実

総合的な探究の時間及び HR 活動の時間、学校行事、生徒会行事等での集団活動の機会を通じて、他者と意見を調整し、協力しながら、ものごとを成し遂げる経験をすることで、社会的資質や行動力を育て、好ましい人間関係が構築できるよう支援する。

就労、ボランティア活動などの機会を通じ、他者から自己の価値が認められ、他者の役に立っていることを実感する経験をすることで自己肯定感を高める。

また、ソーシャルスキルトレーニング、ロールプレイング、ピアサポート等を体験させることにより、アサーティブな自己主張のスキルやすすんで他者に関わる意欲を育てる。

#### (5) いじめをなくす生徒の主体的な取り組みの支援

生徒がいじめ問題について主体的に学び、協力していじめをなくそうとする自主的な取り組みを行うよう支援する。

生徒会や人権サークル等の活動、学級での特別活動等で、学校からいじめをなくす宣言やいじめに関する劇の上演などによるキャンペーン活動が行えるよう支援を行う。

また、生徒自身がストレスに適切に対処できるようストレス・コントロール・トレーニングやアサーティブ・トレーニング等を HR 活動の時間等に取り入れる。

さらに、困ったときは周りの人に相談してみるという支援的な人間関係の紹介や無理せず楽しめるスポーツや趣味によってストレスを軽減することを推奨する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人気づかなかつたというより、些細なことを見過ごしたり、問題ではないと誤った判断を行った結果、深刻化を招いている。「早期発見」「早期対応」を心がけ、①些細な変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③得られた情報を分析し速やかに行動することの3点を基本に、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策委員会を中心に迅速に対応する。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、つぎの取り組みを行う。

①いじめに関する定期的なアンケートを年3回行う。他の課題に関するアンケートや生徒の学習状況に関する授業担当者への調査、保護者や生徒との面談で得られた情報を精査し、その共有を図る。

②相談室や保健室で得られた情報で気になることがあった場合は、すみやかにいじめ対策委員会に報告する。

③日常の行動観察により得られた情報や生徒との個別面談により得られた情報の共有を日常的に年次担当教員間で行うとともに、気になることがあった場合は、すみやかにいじめ対策委員会に報告する。

④「長欠・不登校生徒指導・支援指針」等にもとづき、長期欠席の状態が続いている生徒や急に欠席が続くようになった生徒に対して、的確に状況を把握し、組織的な指導・支援を行う。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、つぎの取り組みを行う。
- ① 普段から電話での家庭連絡を密にするとともに、保護者懇談週間等の機会を通じ家庭での生活状況の把握を行う。
  - ② 必要に応じて家庭訪問を行い、問題が発生した場合の早期対応を可能にする。
- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるようつぎの取り組みを行う。
- ① 教職員が問題を一人で抱え込むことなくチームで対応する態勢を整えるとともに、いじめ対策委員会等が教職員支援の役割も果たす。
  - ② スクールカウンセラーの来校日をあらかじめ周知する。
  - ③ すこやかホットライン（生徒用）、子ども家庭相談室（生徒用）、さわやかホットライン（保護者用）、しなやかホットライン（教職員用）の相談窓口を周知する。
- (4) 保健人権部及び保健室を中心に、保健管理、安全管理、相談機能をいっそう高めるとともに、随時教職員研修を実施し、いじめの早期発見につなげる。
- ① 相談室を開室し、相談の機会を充実する。
  - ② 相談室の利用状況等の分析を行い、教育相談がいっそう適切に機能するよう定期的に点検する。
  - ③ 保健室の利用状況等の分析を行い、生徒の心身の健康保持及び健康相談がいっそう機能するよう定期的に点検する。
  - ④ 学級や各年次、部活動等における人間関係、不登校歴や長欠歴とその原因となった事象、障がいや疾病の状況等の把握を学級担任と連携してすすめる。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例等、関連する法令を遵守し、細心の注意をもって取り扱う。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止のために大切である。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう最大限配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに年次主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織であるいじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒か

ら事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職がすみやかに教育委員会に報告し、対応について相談・調整する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、事態の全貌が明らかにならなくても、被害・加害の関係者が明らかになった段階で、すみやかに家庭訪問等を行うことにより直接保護者と会って、丁寧に説明を行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針について検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりをすすめるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育をすすめるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第5章 いじめ重大事態（法第28条）への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起きている。こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じることが必要である。そのため、府、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

平成27年 4月 2日 一部改定  
平成27年 7月 19日 一部改定  
令和 2年 7月 2日 一部改定  
令和 5年 12月 20日 一部改定